

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑭)

施策目標		14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する						担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官			作成責任者名	山口 一朗		
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
80	主要なターミナル駅の耐震化率	89%	平成23年度	—	—	88%	89%	集計中	A-2	100%	平成27年度	中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。			
81	鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人	平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人	A-2	0人	毎年度	列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である(第9次交通安全基本計画)。			
82	事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故者数)	513人	平成20年	513人	468人	490人	447人	466人	B-1	380人	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で死者数半減(平成20年513人を10年後に250人、中間年である5年後には380人)			
82	事業用自動車による事故に関する指標 (②事業用自動車による人身事故件数)	56,295人	平成20年	56,295人	51,510人	51,061人	49,080人	45,346人	A-1	43,000人	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で人身事故件数半減(平成20年56,295件を10年後に3万件、中間年である5年後には4万3千件)			
82	事業用自動車による事故に関する指標 (③事業用自動車による飲酒運転件数)	287人	平成20年	287人	207人	177人	151人	121件	B-2	0人	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 飲酒運転ゼロ			
83	商船の海難船舶隻数	506隻	平成18～ 22年の平均	494隻	475隻	482隻	367隻	430隻	A-3-②	455隻以下	平成27年	商船(旅客船、貨物船及びタンカー。以下同じ)の海難船舶隻数の推移を見ると、近年は横ばい若しくは微減傾向で推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、平成18年～平成22年までの商船に係る年平均海難隻数(506隻)と比較し、平成27年までに1割削減(455隻以下)とすることを目標とする。 閣議決定：海洋基本計画(平成25年4月)			
84	船員災害発生率(千人率)	11.3‰	19年度	11.5‰	11.1‰	10.9‰	10.5‰	集計中	B-1	8.9‰	平成24年度	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。平成25年度は、同年度を初年度とした第10次基本計画期間である。 第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害の発生率(年間千人率)の平均値に比べ13%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間(5年間)の平均値を比較することとした。 ※なお、初期値の算出に当たって必要な平成24年度の実績値はまだ集計中のため、初期値及び目標値は暫定値(平成20年度から平成23年度までの平均値)である。			
85	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	A-1	0件	毎年度	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。			
86	国内航空における航空事故発生件数	13.6件	平成15～ 19年の平均	13.4件	11.6件	10.4件	11.2件	10.8件	A-2	12.2件	平成20～ 24年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5年平均値)を現況値(平成20年～24年の5年平均値)の約1割減とすることを目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。			
関5	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	-	平成23年度	-	-	-	-	39人		約150人	平成27年度	公共交通事故被害者支援員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。			
関5	公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)	-	平成23年度	-	-	-	-	集計中		約150団体	平成27年度	「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる関係支援団体等の数。			

関6	鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	82%	平成23年度	-	-	-	82%	87%		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関7	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置	94%	平成23年度	-	-	-	94%	96%		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関7	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ②運転状況記録装置	85%	平成23年度	-	-	-	85%	89%		100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 (平成18年度～)	136	48 (35)	36 (31)	38	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する安全教育・協働を促すためのシンポジウムの開催、等を行っている。	81.82.83.86	- -
(2) 本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強事業	0140	- -	750 (750)	-	本州四国連絡橋(本四備讃線)を保有する(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う橋脚補強、上部工補強、落橋防止対策等の耐震補強工事に要する費用として、同機構に出資する。	-	- -
(3) 鉄道安全対策等 (平成15年度)	143	63 (44)	62 (46)	62	鉄軌道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取組が適切であるか等について保安監査を実施するほか、鉄道の保安度向上に資するため、国土交通省と鉄軌道事業者等で構成する保安連絡会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄軌道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	81	保安監査の実施回数、保安連絡会議の開催回数
(4) 鉄道技術基準等	142	141 (131)	147 (138)	146	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①橋りょう等の新しい構造の設計方法や老朽化した構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両挙動の分析、鉄道の磁界に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④海外の鉄道の技術基準に関する調査研究 等を実施。	81	調査件数等
(5) 鉄道の安全性向上設備に係る税制特例措置 (平成11年度)	-	- -	- -	-	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	81	-
(6) 鉄道施設総合安全対策事業 (平成20年度～)	0138	83 (77)	1,507 (83)	83	【鉄道施設老朽化対策事業】 地域鉄道の橋りょう、トンネル等であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める耐用年数を超えて使用しており、老朽化の程度が著しいと認められる施設の補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	鉄道施設老朽化対策事業を実施している箇所数 -
(7) 鉄道防災事業 (昭和53年度(一般防災)、平成11年度(青函))	0139	411 (410)	1,714 (547)	1,059	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事が完了した箇所数
(8) 踏切保安設備整備 (昭和36年度)	0141	149 (108)	107 (72)	107	踏切道改良促進法に基づく、踏切遮断機・警報機、踏切警報時間制御装置及び高規格化保安設備の整備について、鉄道事業者が負担する事業費の一部を国(1/2または1/3)及び地方公共団体(1/3)が補助する	-	踏切保安設備の整備箇所数 平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す(第9次交通安全基本計画)
(9) 鉄道施設安全対策事業(鉄道施設の耐震対策) (平成23年度)	0144	812 (319)	1,752 (18)	1,836	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。 また、首都直下地震及び南海トラフ地震において強い揺れが想定される地域における、緊急輸送道路等と交差又は並行する鉄道の橋りょう・高架橋の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	80	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(10) 鉄道施設安全対策事業(災害復旧) (昭和33年度)	0483	68 (62)	68 (51)	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	-	- -

(11)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧)(東日本大震災関連)	0483	6,562 (4,537)	2,250 710	900	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災鉄道に対する国の支援を拡充する等を行った上で、被災地の鉄道の早期復旧に要する費用の助成。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	—	甚大な被害を受けた被災鉄道に対する災害復旧事業を施工する路線数 甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数
(12)	鉄道整備等基礎調査(平成19年度)	0287	125 (116)	50 (47)	90	国が政策的観点から調査テーマを提示し、委託等により多面的な分野の調査主体のノウハウを活用した調査を行う。 なお、当該達成すべき目標を達成するために、東日本大震災における被災状況や列車運行に関する諸課題を踏まえ、首都直下地震及び南海トラフ地震が発生した際の鉄道の早期復旧等、鉄道の防災減災対策のあり方を検討するために必要な調査を実施する。	80	調査実績 —
(13)	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の優遇	-	-	-	-	切迫性や被害の影響度の大きい首都直下地震及び南海トラフ地震に備え、より多くの鉄道事業者の安全を確保する観点や、一時避難場所や緊急輸送道路等の公共的な機能も考慮し、当該地震において強い揺れが想定される地域における利用者の多い駅や路線等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減する。	80	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(14)	自動車監査担当官専門研修の実施(平成13年度)	0149	2 (1)	1 (1)	0	各地方運輸局等において自動車監査業務に関して基礎的な知識を有する者を対象に、高度な監査能力の習得を図るため、最新の関係法令知識、行政手続法の解説及び最新の行政不服審査請求等の講義の他、法令違反の隠蔽等の各地方運輸局及び運輸支局における悪質な監査・処分事案についての実施・対処方法等を討議し、同類事案等に対する適切な対応を目的とした事例研究を実施している。	82	自動車監査担当官専門研修実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(15)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化(平成14年度)	0150	64 (52)	111 (101)	44	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を利用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	82	①自動車運送事業者に対する監査実施件数 ②自動車運送事業者に対する行政処分件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(16)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用(平成19年度)	0151	25 (25)	25 (25)	45	タクシー業務適正化特別措置法に規定する指定地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国13ヶ所の指定地域における運転者登録(法人・個人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国13指定地域で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 (平成25年度処理件数見込:218,000件) 指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(17)	新技術に対応した整備技術の高度化促進方策事業(平成24年度)	0152	4 (2)	7 (5)	4	・自動車の新技術の利用の拡大に伴い、故障を診断し必要な整備を効率的に行える汎用型のスキャンツールの普及に向けた標準仕様や普及促進策等の検討。 ・学識経験者、自動車関係団体等による検討会。 ・報告書の作成	82	検討会開催実績 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(18)	自動車保安対策(昭和41年)	0153	31 (22)	27 (19)	27	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	82	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(19)	貨物自動車運送秩序改善等対策(昭和52年)	0154	2 (2)	1 (1)	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(20)	自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な次世代ITSに関する検討(平成24年度)	0155	-	-	20	都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ部)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全、安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	-	官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した渋滞対策の実証実験を実施 自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な道路交通の実現
(21)	海上輸送の安全性向上のための総合対策(平成21年)	155	10 (9)	9	13	各種安全対策の実施にも関わらず、海難隻数は概ね横ばいであり、そのうちの約半数を占める衝突の多くは人的要因に起因している。こうした状況を踏まえて、人的要因等の事故の背景にある船舶を取り巻く社会環境の変化をも考慮した効果的な安全対策をソフト・ハード一体となって総合的に推進するため、EQUASIS監督委員会で定めた国際的船舶データベース(2011年は月間1,500,000アクセス)運営費の日本国分担金を支出。	83	-
(22)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費(平成21年)	156	222 (170)	242	235	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	83	-

(23)	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要経費 (平成21年度)	158	209 (173)	225	221	船舶法、船舶のトン数の測度に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測度及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	83	
(24)	ポーステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	159	106 (81)	101	112	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	83	
(25)	公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	172	165 (146)	167 (161)	165	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。 調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	81,83,86	
(26)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	0355	8,063 (7,017)	7,302 (6,977)	7,240	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所用の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は、国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策のために使用する保安検査機器の整備、保安検査業務及び監視業務に係る経費を分担して負担するものなどである(機器整備費の1/2を補助、警備業務費の1/2を分担)。	85	国が管理する空港等数 国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、成果実績は毎年度0件を達成している。また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。
(27)	公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	0137	—	6 (1)	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるための窓口の設置。 ・被害者等に寄り添った具体的な支援を実施するため、国土交通省における体制づくりを進め、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施。 ・被害者等に対し、国土交通省職員が支援を行うに当たっての行動マニュアルの作成のため、精神医療の専門家や過去の事故の被害者等による懇談会を開催。 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成。	関5	研修の開催数(平成25年度は年2回実施予定)
(27)	公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	173	165 (146)	167 (161)	165	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。 調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	81,83,86	— —